議案第７７号

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

支払い方法の多様化等、市税や公金収納の環境変化に対応し、公平性や徴収業務の効率化及び事務の負担軽減を図るため督促手数料を廃止することし、関係する条例について所要の整備を行うもの。

瀬戸内市条例第　　号

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

（瀬戸内市税条例の一部改正）

第1条　瀬戸内市税条例（平成16年瀬戸内市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条　削除

（瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第2条　瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年瀬戸内市条例第57号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条　削除

第4条中「及び督促手数料」を削る。

（瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第3条　瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年瀬戸内市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促及び延滞金徴収に関する条例

第1条中「、督促手数料」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「第5条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第4項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

（瀬戸内市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条　瀬戸内市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸内市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条　削除

（瀬戸内市介護保険条例の一部改正）

第5条　瀬戸内市介護保険条例（平成16年瀬戸内市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第10条中「瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例」を「瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例」に改める。

（瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正）

第6条　瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例（平成16年瀬戸内市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第13条中「第11条」を「前条」に改め、同条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第3項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表の1の表中「に建築基準法」を「に建築基準法（昭和25年法律第201号）」に改める。

（瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正）

第7条　瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成18年瀬戸内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第13条中「第11条」を「前条」に改め、同条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改める。

（瀬戸内市農業集落排水事業受益者分担金条例の一部改正）

第8条　瀬戸内市農業集落排水事業受益者分担金条例（平成16年瀬戸内市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条第1項中「第10条」を「前条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附則第3項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別表第1―2中「に建築基準法」を「に建築基準法（昭和25年法律第201号）」に改める。

（瀬戸内市漁業集落排水事業受益者分担金条例の一部改正）

第9条　瀬戸内市漁業集落排水事業受益者分担金条例（平成16年瀬戸内市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条中「第10条」を「前条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附則第3項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

（瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等就学資金貸与条例の一部改正）

第10条　瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等就学資金貸与条例（平成26年瀬戸内市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例」を「瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　令和9年3月31日までに督促状を発したものに係る督促手数料は、この条例の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

瀬戸内市税条例(平成16年瀬戸内市条例第51号)新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後
（用語） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　略 (2)　徴収金　市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4)　略 （督促手数料） 第21条　徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 第22条　削除	（用語） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　略 (2)　徴収金　市税並びにその＿＿＿＿＿＿延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4)　略 第21条及び第22条　削除

瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後
瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例	瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例

（趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、市において徴収する分担金、使用料、手数料及び過料その他公法上の収入金(以下「収入金」という。)の督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、市において徴収する分担金、使用料、手数料及び過料その他公法上の収入金(以下「収入金」という。)の＿＿＿＿＿＿延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
（督促手数料） 第3条　前条の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	第3条　削除
（滞納処分） 第4条　収入金の督促を受けた者がその指定期限までに収入金及び督促手数料を完納しない場合においては、督促状の指定期限後60日以内に滞納処分に着手しなければならない。	（滞納処分） 第4条　収入金の督促を受けた者がその指定期限までに収入金＿＿＿＿＿＿を完納しない場合においては、督促状の指定期限後60日以内に滞納処分に着手しなければならない。

瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第58号)新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後
瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促、督促手数料及び延滞金徴収条例	瀬戸内市国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない場合における督促及び延滞金徴収に関する条例

（趣旨） 第1条　この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない者に対する督促、督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく国民健康保険関係徴収金を期限内に完納しない者に対する督促＿＿＿＿＿及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
（督促手数料） 第4条　前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。	
（延滞金） 第5条　略	（延滞金） 第4条　略
（延滞金の減免） 第6条　市長は、納付義務者が納期限内に国民健康保険関係徴収金を納付しなかったことについて、災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、第5条の規定による延滞金の額を減額し、又は免除することができる。	（延滞金の減免） 第5条　市長は、納付義務者が納期限内に国民健康保険関係徴収金を納付しなかったことについて、災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前条 の規定による延滞金の額を減額し、又は免除することができる。
（委任） 第7条　略	（委任） 第6条　略
附　則	附　則
（延滞金の割合の特例） 4　当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント	（延滞金の割合の特例） 4　当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント

の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

瀬戸内市後期高齢者医療に関する条例(平成20年瀬戸内市条例第14号)新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後
(保険料の督促手数料) 第5条　保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。	第5条　削除

瀬戸内市介護保険条例(平成16年瀬戸内市条例第122号)新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後
(滞納に係る措置) 第10条　保険料その他法及びこの条例の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。以下同じ。)を納期限内に納付しない者に対する	(滞納に係る措置) 第10条　保険料その他法及びこの条例の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。以下同じ。)を納期限内に納付しない者に対する

督促、延滞金の徴収その他滞納に係る措置については、瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)に定めるところによる。	督促、延滞金の徴収その他滞納に係る措置については、瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)に定めるところによる。

瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例(平成16年瀬戸内市条例第150号)新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後
（督促手数料） 第12条　市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。	
（延滞金） 第13条　分担金を納期限後に納入する者(以下「納付者」という。)は、第11条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2及び3　略	（延滞金） 第12条　分担金を納期限後に納入する者(以下「納付者」という。)は、前条　の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2及び3　略
（延滞金の減免） 第14条　略	（延滞金の減免） 第13条　略

（公示送達）

第15条　略

（委任）

第16条　略

附　則

（延滞金の割合の特例）

3　当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

別表（第4条関係）

1

（公示送達）

第14条　略

（委任）

第15条　略

附　則

（延滞金の割合の特例）

3　当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

別表（第4条関係）

1

処理区名	用途	摘要	分担金の額
牛窓処理区	一般住宅		195,000円
邑久処理区 長船中央処理区　長船中央分区	併用住宅 事業所 集合住宅	(②の基準による) 10人槽以下の場合	195,000円
		(②の基準による) 10人槽を超える場合	139,000円及び人槽当たり8,000円
ただし、次に該当する場合は下記のとおりとする。 ①　賦課時点に建築基準法に基づく人槽規模が計算出来ない場合には、一般住宅用途(195,000円)としてみなし賦課をする。なお、賦課後に用途変更あるいは建築基準法に基づく人槽規模が10人槽を超える規模の施設を建築したとみなされた場合には、分担金の再計算を行い差額について賦課・徴収できるものとする。 ②　分担金の対象人槽は建築基準法に規定するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準相当とする。			

処理区名	用途	摘要	分担金の額
牛窓処理区	一般住宅		195,000円
邑久処理区 長船中央処理区　長船中央分区	併用住宅 事業所 集合住宅	(②の基準による) 10人槽以下の場合	195,000円
		(②の基準による) 10人槽を超える場合	139,000円及び人槽当たり8,000円
ただし、次に該当する場合は下記のとおりとする。 ①　賦課時点に建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく人槽規模が計算出来ない場合には、一般住宅用途(195,000円)としてみなし賦課をする。なお、賦課後に用途変更あるいは建築基準法に基づく人槽規模が10人槽を超える規模の施設を建築したとみなされた場合には、分担金の再計算を行い差額について賦課・徴収できるものとする。 ②　分担金の対象人槽は建築基準法に規定するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準相当とする。			

瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年瀬戸内市条例第52号)新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後
（督促手数料） 第12条　市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただ	

し、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。	
（延滞金） 第13条　分担金を納期限後に納入する者（以下「納付者」という。）は第11条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	（延滞金） 第12条　分担金を納期限後に納入する者（以下「納付者」という。）は前条　の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
2及び3　略	2及び3　略
（延滞金の減免） 第14条　略	（延滞金の減免） 第13条　略
（公示送達） 第15条　略	（公示送達） 第14条　略
（委任） 第16条　略	（委任） 第15条　略
附　則	附　則
（延滞金の割合の特例） 2　当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわら	（延滞金の割合の特例） 2　当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわら

ず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	ず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

瀬戸内市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第152号)新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後
(督促手数料) 第11条　市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。 (延滞金) 第12条　分担金を納期限後に納入する者(以下「納付者」という。)は、第10条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を	(延滞金) 第11条　分担金を納期限後に納入する者(以下「納付者」という。)は、前条　の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を

乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2及び3　略

（延滞金の減免）

第13条　略

（委任）

第14条　略

附　則

（延滞金の割合の特例）

3　当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

別表第1―2（第5条関係）

乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2及び3　略

（延滞金の減免）

第12条　略

（委任）

第13条　略

附　則

（延滞金の割合の特例）

3　当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

別表第1―2（第5条関係）

施設名	用途	摘要	分担金の額
磯上地区農業集	一般住宅		195,000円
落排水処理施設 美和・牛文地区 農業集落排水処 理施設	併用住宅 事業所 集合住宅	(②の基準による) 10人槽以下の場合	195,000円
尻海地区農業集 落排水処理施設		(②の基準による) 10人槽を超える場合	139,000円及び人槽当たり8,000円
ただし、次に該当する場合は下記のとおりとする。 ① 賦課時点に建築基準法に基づく人槽規模が計算出来ない場合には、一般住宅用途(195,000円)としてみなし賦課をする。なお、賦課後に用途変更あるいは建築基準法に基づく人槽規模が10人槽を超える規模の施設を建築したとみなされた場合には、分担金の再計算を行い差額について賦課・徴収できるものとする。 ② 分担金の対象人槽は建築基準法に規定するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準相当とする。			

施設名	用途	摘要	分担金の額
磯上地区農業集	一般住宅		195,000円
落排水処理施設 美和・牛文地区 農業集落排水処 理施設	併用住宅 事業所 集合住宅	(②の基準による) 10人槽以下の場合	195,000円
尻海地区農業集 落排水処理施設		(②の基準による) 10人槽を超える場合	139,000円及び人槽当たり8,000円
ただし、次に該当する場合は下記のとおりとする。 ① 賦課時点に建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく人槽規模が計算出来ない場合には、一般住宅用途(195,000円)としてみなし賦課をする。なお、賦課後に用途変更あるいは建築基準法に基づく人槽規模が10人槽を超える規模の施設を建築したとみなされた場合には、分担金の再計算を行い差額について賦課・徴収できるものとする。 ② 分担金の対象人槽は建築基準法に規定するし尿浄化槽の処理対象人員算定基準相当とする。			

瀬戸内市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第154号)新旧対照表（第9条関係）

現行	改正後
（督促手数料） 第11条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただ	

し、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。	
（延滞金） 第12条　分担金を納期限後に納入する者（以下「納付者」という。）は、第10条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2及び3　略	（延滞金） 第11条　分担金を納期限後に納入する者（以下「納付者」という。）は、前条　の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額について、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2及び3　略
（延滞金の減免） 第13条　略	（延滞金の減免） 第12条　略
（委任） 第14条　略	（委任） 第13条　略
附　則	附　則
（延滞金の割合の特例） 3　当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この	（延滞金の割合の特例） 3　当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この

項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例(平成26年瀬戸内市条例第18号)新旧対照表(第10条関係)

現行	改正後
(延滞利息) 第12条　借受人が正当な事由なく第9条に規定する返還期限までに修学資金を返還しなかったときの延滞利息については、瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)第5条の規定を準用するものとする。	(延滞利息) 第12条　借受人が正当な事由なく第9条に規定する返還期限までに修学資金を返還しなかったときの延滞利息については、瀬戸内市分担金その他収入金の延滞金徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第57号)第5条の規定を準用するものとする。